

都市基盤・土地利用計画（案）

■産業関連機能ゾーン
 □ 産業・研究開発機能

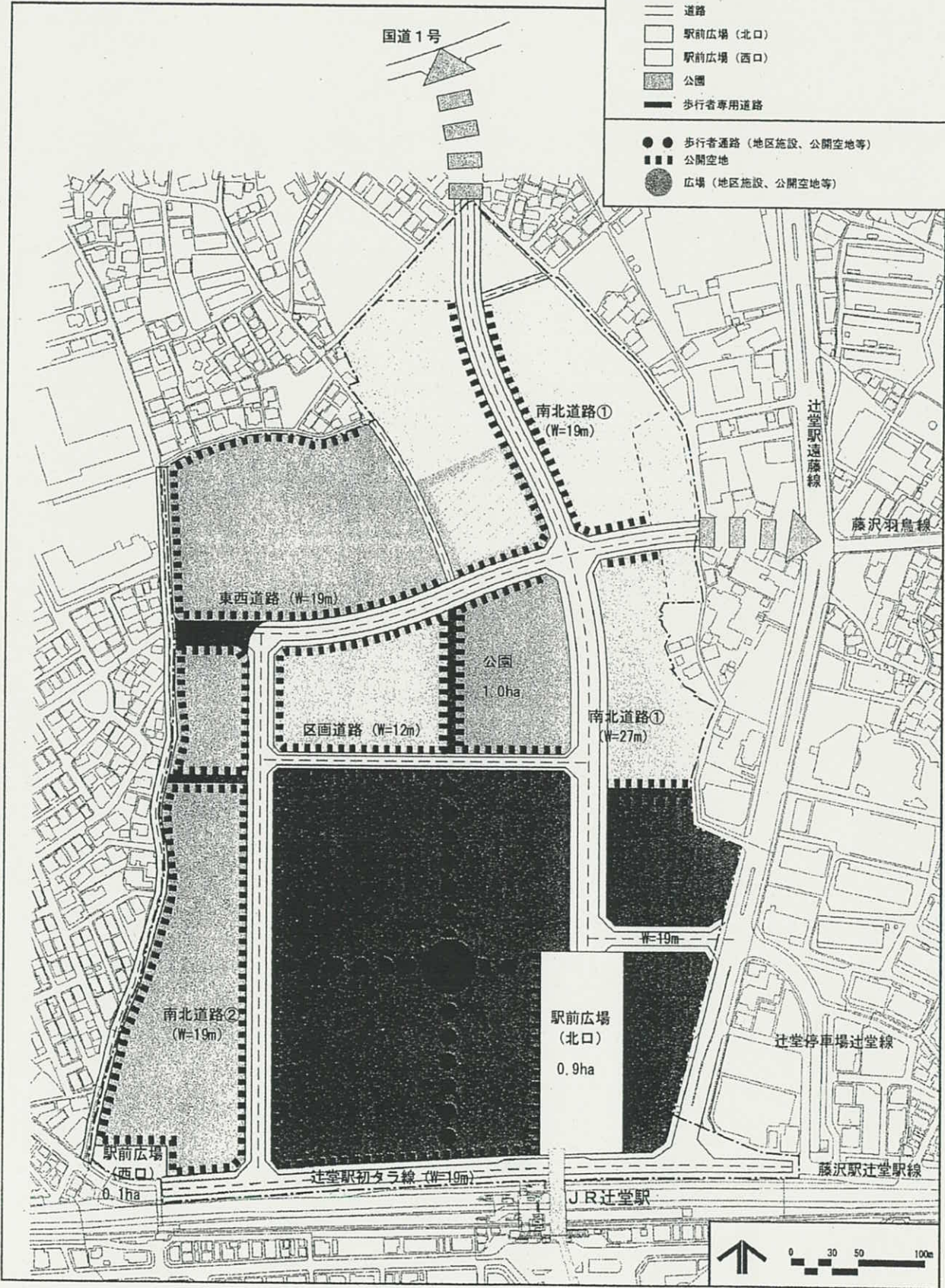
■広域連携機能ゾーン
 □ 広域行政サービス機能

■医療・健康増進機能ゾーン
 □ 医療・福祉機能

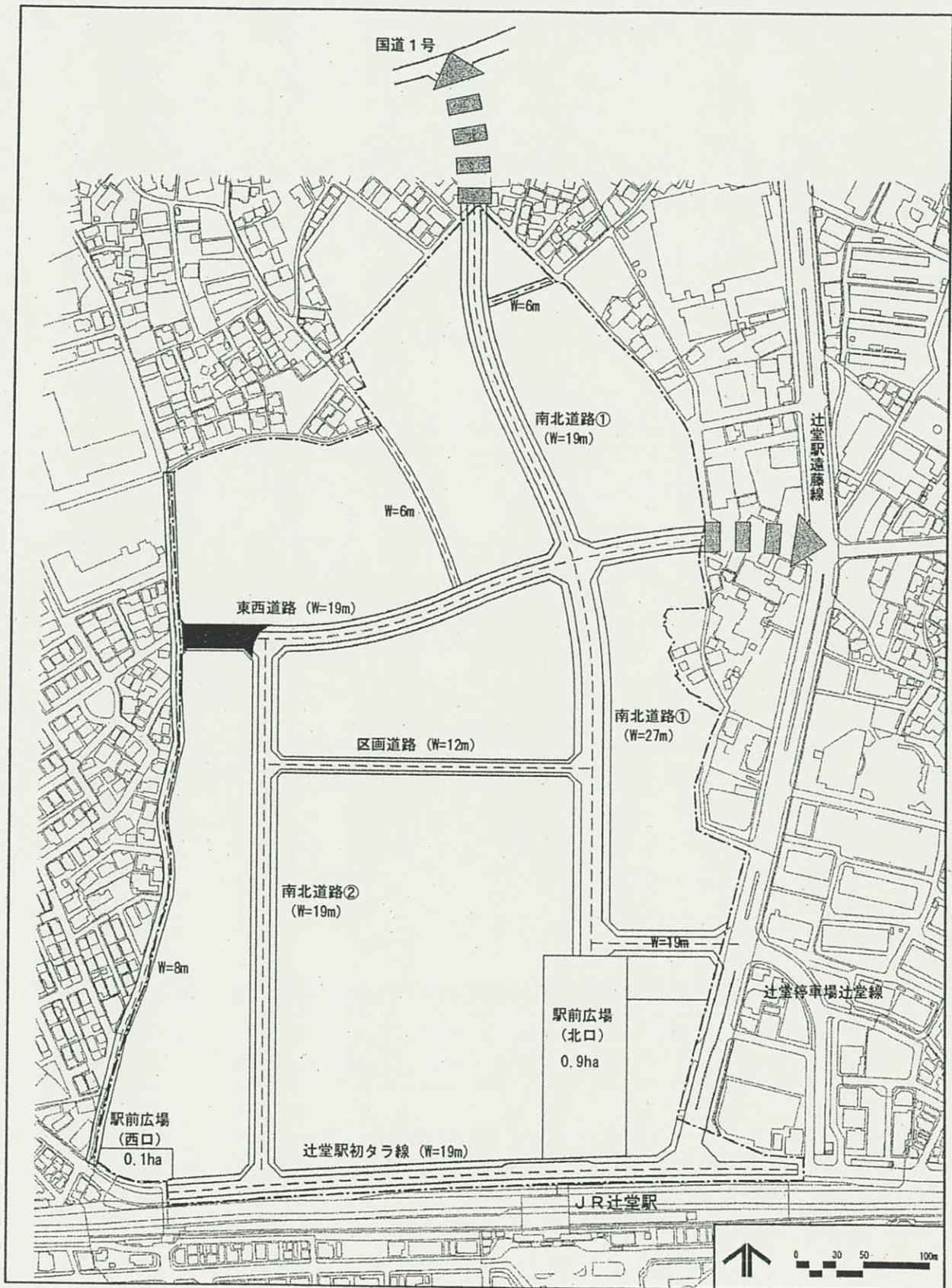
■複合都市機能ゾーン
 ■ 商業・サービス複合機能
 ■ 商業・住宅複合機能

■公共施設等
 〰 道路
 □ 駅前広場（北口）
 □ 駅前広場（西口）
 □ 公園
 — 歩行者専用道路

● 歩行者通路（地区施設、公開空地等）
 ■ 公開空地
 ● 広場（地区施設、公開空地等）



■道路計画図



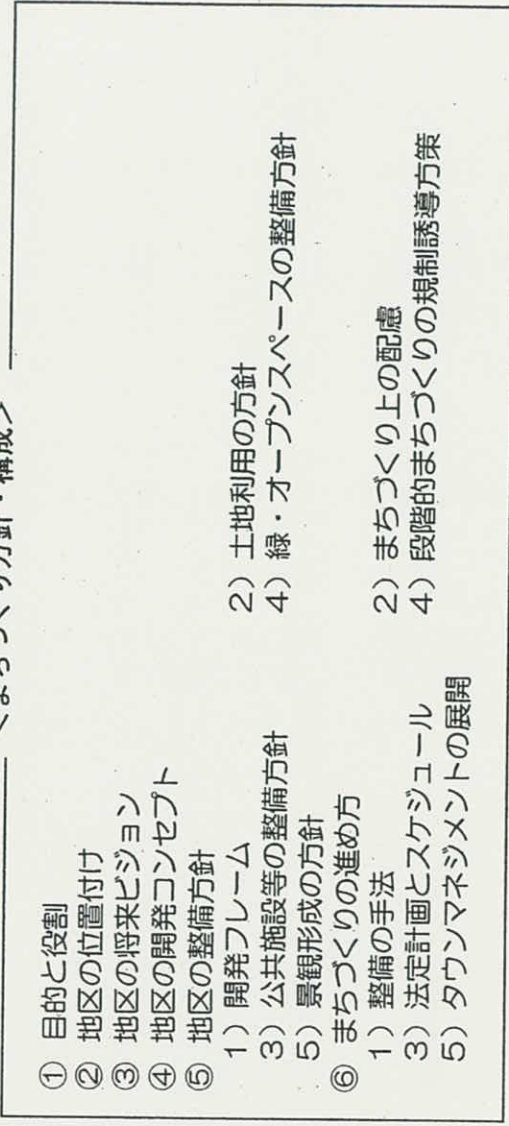
(5)「辻堂駅周辺地域のまちづくり方針」の概要

1. まちづくり方針設定の目的

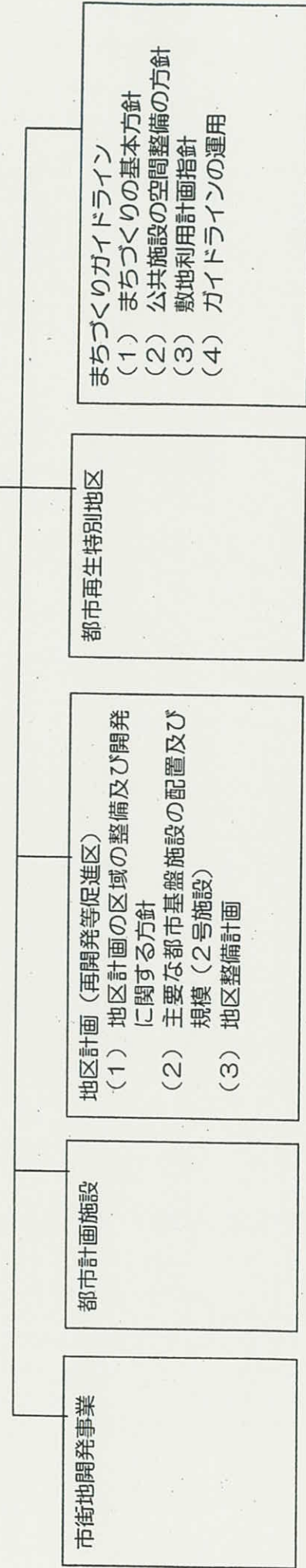
- ① JR辻堂駅周辺地区において、新たな土地利用転換、基盤施設等の整備を進め、都市再生に取り組むことを明らかにする
- ② JR辻堂駅周辺地域において駅に面する大規模工場跡地の土地利用転換により、産業関連機能、広域連携機能、複合都市機能等の多様な機能を持つ都市拠点を作成していくためのまちづくりの指針
- ③ 市民・企業・行政が一体となった藤沢の都市再生に資するまちづくりを進めていくための指針
- ④ 土地利用転換、関連基盤施設等を官民協力のもとに進めていく計画内容を明らかにするための指針
- ⑤ 都市計画の策定など本地域に係わる諸手続を円滑にするための指針及び具体の都市計画案の策定に結びつけるための指針
- ⑥ 段階的まちづくりを規制・誘導するための指針
- ⑦ 企業誘致に当たっての規制緩和等のリスク緩和のための指針

2. 辻堂駅周辺地域のまちづくり方針の概要とまちづくり誘導の構図

〈まちづくり方針・構成〉



法定計画と段階的まちづくりの誘導方策



(6) 企業誘致の経過

1. 企業誘致活動の内容

- ① 神奈川県湘南エリアにおける企業等立地動向調査アンケートの実施 (H15年5月)
- ② 住友商事、住友信託銀行の取引先への打診 (H15年5月～)
- ③ 藤沢市内地元企業ニーズ調査の実施 (H16年3月)
- ④ 設備投資額の多い企業上位100社のニーズ調査の実施 (H16年1月～2月)
- ⑤ 独立行政法人、特殊法人の新設・移転ニーズ調査の実施 (H16年1月)
- ⑥ 県庁、横浜銀行等地元チャンネルを活用した誘致活動 (H15年8月)
- ⑦ 県内企業(製造業)に対する誘致活動 (ダイレクトメールにより誘致パンフレットを送付)
- ⑧ 企業の動向に関する情報収集
- ⑨ 経済部からの企業情報(主に研究開発系)に基づく進出意向確認のための企業訪問

2. 企業誘致を効果的に進めるために充実した事項

- ① 都市再生アドバイザーの配置
平成16年7月から企業関連の情報収集と折衝等を行う非常勤嘱託職員を2名配置。原則として週1回勤務。
- ② 企業立地支援策の導入について
ア 新たな企業の立地を促進するための税制上の支援策として「藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」を制定した。一定の条件を満たす進出企業に対し、固定資産税及び都市計画税を5年度間、課税免除する。(平成16年10月1日施行)
イ 神奈川県企業誘致促進協議会が指定する地域産業プロジェクトに新たに指定され、神奈川県の企業立地優遇制度の利用を可能とした。(平成16年10月19日指定)

3. 藤沢市と地権者が協働して進めている事項

- ① 高度先端医療機能及び健康増進機能の実現
- ② 市内大学と食品会社との産学連携による健康食品、創薬の開発をめざすコンソーシアムの立ち上げの準備
- ③ 戦略的な導入機能の誘致活動の推進
- ④ 国、県の機関の移転・新設の要請
- ⑤ 本社機能の誘致
- ⑥ 魅力ある、質の高い商業機能の誘致(商業、文化、アミューズメント機能等)

4. 今後の誘致活動へ向けて

- ① 進出に前向きな反応があった企業に対しては継続的に折衝を行う(土地利用計画案及び都市基盤施設設計案を提示しての誘致活動を再度、始める)。
- ② 進出企業に対する優遇策等(雇用創出に係わる助成策、金融支援策)を実施する。
- ③ 都市再生事業の愛称を募集する。(平成17年春頃募集予定)

事務局
藤沢市役所 計画建築部 辻堂駅前都市再生担当
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL0466-50-3552 FAX 0466-29-1353
Eメール: tujitosi@city.fujisawa.kanagawa.jp

発行元: 藤沢市辻堂駅周辺地域まちづくり会議

辻堂駅前都市再生担当のホームページにもニュースを掲載しています。
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/tujitosi/>

※ お問い合わせは、電話、FAX、Eメールで事務局までお寄せください。